

内装制限
「縦長の階段」

の次へ

初めて予防行政に携わる人と もう一步広い知識を求めている人のために

階段と直通階段

消防法令研究会

ビル火災の場合に「避難路」と言え
ば廊下と階段が中心になるが、中でも
「階段」は、2階建て以上の建築物が
火災になつた場合の「避難路」の鍵と
なるものである。

この会員は、この「階段」について整理
してみたい。

階段の寸法等

火災が発生して建築物の上階から避
難する場合に、階段は踏み外したりつ
まずいたりする可能性のあるやつかい
なしきものである。また、階段は廊下
に比べれば避難速度が落ちるので、多
数の避難者がいる場合には渋滞する場
所にもなる。しかし、いくら階段が避
難上問題があるものだからと言つて、
すべての建築物に避難用の滑り台などを
設置するわけにもいかないし、火災
等の場合に安全な地上へ避難するため
のルートを考えないわけにもいかない
ので、建築基準法では、せめて「避
難路」として使用可能なよう、「階段」
についての様々な基準が定められてい
る。

階段の避難性能を規定する要素とし
て最も基本になるのは、階段の幅員、
けあげの寸法及び踏面の寸法である。
もつとも、これらは「避難」性能の基
本要素である以上に日常的に使用する
上での「安全な階段」の基本要素でも
あるため、建築基準法施行令上は第5

章(避難施設等)でなく第2章(一般
構造)にその基準が定められているこ
とはご存知のとおりである。

階段及び踊り場の幅員並びに階段の
けあげ及び踏面の寸法の基準について
は表1のとおりとなつていて(建基令
23条)。この表を見ると、

① けあげの寸法が小さく、踏面の寸
法が大きいほど避難しやすい(この
方が日常的にも使いやすいことは當
然だが、このように段階的に規定し
ているのは使いやすさよりも避難性
能の視点の方が大きいものと考えら
れる)

② 多数の人が利用する施設は幅員を
大きくする必要がある
という考え方が基本になつていて
である。

ここで「多数の人が利用する施設」
としては、
① 学校(小学校、中学校、高等学校)
② 物品販売業を営む店舗で床面積の
合計が1500m²を超えるもの
③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、
公会堂、集会場

が挙げられている。

なお、②の「物品販売業を営む店舗
で床面積の合計が1500m²を超える
もの」については、避難者の数が極め
て多くなり通常の幅員では安全な時間
内に避難させきれないことがあるため、
その避難階段等の幅員を床面積に応じ
た幅員とするよう別途定められている

(近代消防'96年10月号)
(建基令124条)ので注意する必要
がある(後述)。

これらの用途と建基法別表第一(ii)
欄に掲げる用途とを比較してみると、

(2) 項関係の病院、ホテル、共同住宅、
児童福祉施設等と(3)項関係の体育館、
美術館等及び(4)項関係の展示場、キヤ
バレー、カフェー、バー、飲食店等は、

幅員、けあげ、踏面を特に規制強化す
る対象物としては考えられていないこ
とがわかる。身体弱者や醉客などの避
難困難者を対象とした階段の寸法制限
は特に設けない、というわけである。

避難困難者の使用する施設だけでなく、
本来「多数の人が利用する施設」の中
に入つてもよきそな体育館や展示場
なども抜けている。

これらの施設については、大規模な
ものでも、法令上は「幅員120cm以
上、けあげ20cm以下、踏面24cm以上」
という基準を満たせばよいことになる。
「後は設計者の裁量で」ということだ
ろうが、少々荒っぽすぎるのではないか
ろうか。

ちなみに、「高齢者、身体障害者等が
円滑に利用できる特定建築物の建築の
促進に関する法律(通称ハートビル法)

に基づく告示(平成6年9月27日建告
第1987号)の「第二 誘導的基準」
の「二階段」では、

① 幅員の内法 150cm以上
② けあげの寸法 16cm以下
③ 踏面の寸法 30cm以上

表1 階段及び踊り場の寸法等（建基令23条、24条）

階段の種別		階段及び踊り場の寸法	踊り場の位置及び踏幅
(1)	小学校の児童用のもの		
(2)	中学校or高校の生徒用のもの 物品販売店舗で床面積の合計1500m²超のもの、 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場の客用のもの		
(3)	直上階の居室の床面積の合計が200m²超の地上階 居室の床面積の合計が100m²超の地階or地下工作物内のもの		
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの		
屋外階段の場合	令120条or121条の規定による直通階段	幅を「90cm以上」にできる	
	それ以外の階段	幅を「60cm以上」にできる	
住宅の階段（共同住宅の共用階段を除く）		けあげを「23cm以下」、 踏面を「15cm以上」にできる	
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称ハートビル法）に基づく告示 第2 誘導的基準 三 階段 における不特定かつ多数の者が利用する施設の階段の基準			

「廊下、避難階段及び出入口」に関する基準の適用範囲

「階段」の持つ諸要素のうち「避難路」特有の要件については、第2章（一般構造）には規定されておらず、第5章（避難施設等）に規定されている。ただし、この第5章のうち「廊下、避難階段及び出入口」に関する規定（第2節）については、「法別表第一（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、前条（令116条の2）第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階又は延べ面積が1000m²をこえる建築物に限り適用する（建基令117条1項）」とされており、適用範囲が限定されていることに留意しなければならない。

また、同条2項では、「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみな

などとしており、広い幅員と緩やかな勾配を推奨している（表1）。

階段の構造については、これらの他に、回り階段の踏面の寸法（建基令23条）、手すり（同25条）などがあり、日常の安全確保の面や避難時の面などから見て必要な最低限の性能を定めている。

す。」とされているが、階段の数などのことを考えれば当然であろう。

建基令120条の表中、上欄の「左欄に掲げる居室以外の居室」という。

左欄に掲げる居室以外の居室

30m

表3 2以上の直通階段を設ける場合

令121 条1項 の号	階の用途等	その階の条件	
		右欄の構造以外の建築物の場合	主要構造部が耐火構造、準耐火構造の建築物又は不燃材料で造られている建築物の場合
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場又は物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1500m ² 超のもの）の用途に供する階	その階に客席、集会室、売場その他これらに類するものを有するもの	同左
二	キャバレー、カเฟー、ナイトクラブ又はバーの用途に供する階	その階に客席を有するもの（図1に掲げるものを除く）	同左（ただし図1で居室の床面積の合計が倍になる）
三	病院若しくは診療所の用途に供する階 児童福祉施設等の用途に供する階	その階の病室の床面積の合計 $>50\text{m}^2$ その階の児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計 $>50\text{m}^2$	その階の病室の床面積の合計 $>100\text{m}^2$ その階の児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計 $>100\text{m}^2$
四	ホテル、旅館or下宿の用途に供する階 共同住宅の用途に供する階 寄宿舎の用途に供する階	その階の宿泊室の床面積の合計 $>100\text{m}^2$ その階の居室の床面積の合計 $>100\text{m}^2$ その階の寝室の床面積の合計 $>100\text{m}^2$	その階の宿泊室の床面積の合計 $>200\text{m}^2$ その階の居室の床面積の合計 $>200\text{m}^2$ その階の寝室の床面積の合計 $>200\text{m}^2$
五	一～四号の階以外の階で6階以上の階 5階以下の階 避難階の直上階の場合 その他の階の場合	その階に居室を有するもの（図2に掲げるものを除く） 居室の床面積の合計 $>200\text{m}^2$ 居室の床面積の合計 $>100\text{m}^2$	同左（ただし図2で居室の床面積の合計が倍になる） 居室の床面積の合計 $>400\text{m}^2$ 居室の床面積の合計 $>200\text{m}^2$

図1 キャバレー等の用途に供する階でその階に客室を有するもののうち2以上の直通階段不要の場合

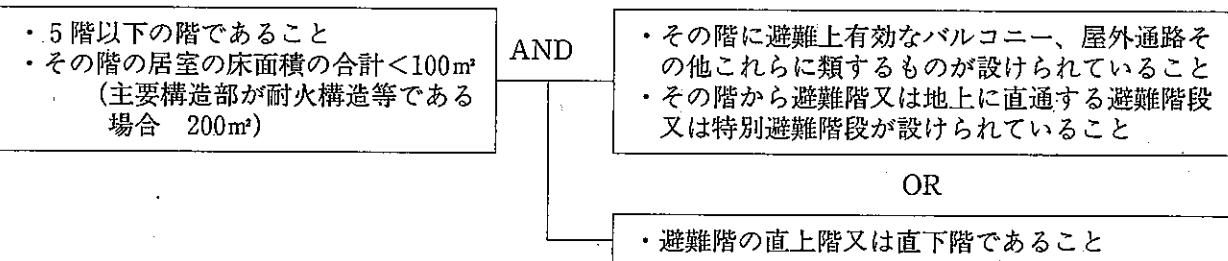


図2 6階以上の階でその階に居室を有するもののうち2以上の直通階段不要の場合

- 第一号～第三号に掲げる用途に供する階以外の階であること
- その階の居室の床面積の合計 $<100\text{m}^2$ (主要構造部が耐火構造等である場合 200m²)
- その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものが設けられていること
- その階から避難階又は地上に直通する避難階段又は特別避難階段が設けられていること

一方、用途的に見ると、法別表第一(い)欄(1)項及び(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物については、建基令129条で規定される内装制限の内容に加えて、居室の内装を不燃材料又は準不燃材料とすれば、直通階段までの歩行距離の制限が緩和されることになるのである。

（ii）欄(4)項に掲げる用途（百貨店、バー、キャバレー等）のものが一番厳しい条件となつており、同(2)項に掲げる用途（病院、ホテル、共同住宅等）が次に厳しい条件を課せられている。これらの用途を見ると、「階段の構造」では厳しい条件を要求されていた(1)項関係（劇場、映画館等）や(3)項関係（学校等）の用途が抜けている。この規定（建基令120条）で直通階段までの距離を短くした方がよいと考えられている用途は、建基令23条で広い幅員と緩やかな勾配の階段が必要であると考えられている用途とは別の考え方によつて選ばれているのである。

及び(4)項に掲げる用途の特殊建築物に対する内装制限の内容と比較すると、居室については厳しく（難燃材料が認められないため）、避難路については同等からやや緩め（腰壁部分が内装制限の対象から除かれているため）の内容となつていることがわかる。

歩行距離の制限と用途等

なお、建基令120条1項柱書きで「地下街におけるものを除く」としているのは、地下街については別に、「長さが60mをこえる地下道にあっては、避難上安全な地上に通ずる直通階段で第23条第1項の表の(2)に適合するものを各構えの接する部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けていること。(建基令128条の3第1項第四号)」とされており、この120条で規定する必要がないためである。

また、建基令120条4項では、共同住宅のメゾネット型住戸について特別に規定している。直通階段に至るルートが他のものとは異なっているのでこのよう別建てになつてあるのだと思うが、基本的な考え方にはそう大きな違いはない。

2以上の直通階段を設ける場合

いくら直通階段までの歩行距離を制限しても、階段までの避難経路の途中が火煙に遮られて逃げられなくなることもありますし、階段そのものが使えなくなることも考えられるので、避難路となる直通階段は出来れば2以上あることが望ましい。

しかし、その階の床面積が小さい場合には、階段を2つ作ると階段の面積の比率が高くなり過ぎて、建築物としては極めて非効率なものになってしま

う。いくら非効率でも危険な建物を認めるわけにはいかないが、階段が一つでもなんとか避難できそうなものは、無理に2つ作らせるることは非常識なものもあるかも知れない。

というわけで、建築基準法では、その階の用途、面積、階、バルコニー等の有無及び当該建築物の構造の状況に応じて、「2以上の直通階段」を設けなければならぬ場合が定められている(建基令121条)。

その詳細は表3のとおりであるが、概ね次のような考え方で定められていると考えてよいだろう。

- ① 劇場、映画館、1500m²超の店舗など多数の客等が利用する施設は必ず2以上の直通階段が必要
- ② キャバレー、バーなど醉客の利用する施設は原則として2以上の直通階段が必要

③ 病院などの弱者が利用する施設は規模に応じて2以上の直通階段が必要

- ④ ホテル、共同住宅などの終身施設は規模に応じて2以上の直通階段が必要

⑤ 6階以上の階については原則として2以上の直通階段が必要

- ⑥ 3~5階については居室の面積が大きければ2以上の直通階段が必要

⑦ 主要構造部が耐火構造であるなど避難時間の許容度が大きい場合は、居室等の規模は2倍まで許容する

⑧ 特に避難条件が厳しくない用途の場合、2階については緩和されるこの場合、②と⑤の「原則として」

というは注意が必要である。

②については、キャバレー等の用途であっても、「5階以下で」、「居室の床面積が小さく(耐火構造等で200m²以下)」、「バルコニー等があり」、階段が「避難階段以上の仕様」となつている等の場合には2以上の直通階段は必要ないとされている。

また、⑤については、特に避難条件が厳しくない用途の場合は、6階以上の階であつても「居室の床面積が小さく(耐火構造等で200m²以下)」、「バルコニー等があり」、階段が「避難階段以上の仕様」となつている場合には2以上の直通階段は必要でないとされている。

特に②については、飲み屋の入つた中小雑居ビルなどで5階建てなのに直通階段が1つしかないケースがあるが、その法的根拠となつてているのである。

2方向避難の規定

いくら直通階段を複数設けても、その階段が殆ど同じような位置にあつたのでは、避難経路が複数あることにはならない。そこで建築基準法令では、「……、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重

複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の1/2をこえてはならない。……」としている。わかりにくく表現だが、要するに「直通階段を複数設置する場合は、あまり接近して設けないように」ということである。その測り方などは、建築士試験問題集の定番なので、今更解説する必要もないだろ。

この場合も、バルコニーや屋外通路などは1つの避難路として認められて

いるが、当然であろう。(続)

消防昇任試験問題研究会 編

消防昇任試験問題集

実力養成試験問題付

昇任試験に欠かせない問題を厳選登載!

■ A5版/360頁 定価2,600円(税込)

近代消防社刊